

萩・長門清掃工場に搬入する事業系ごみの分け方

一般
廃
棄
物

普通ごみ

紙類、生ごみ、刈草、伐採、枝打ち樹木、非感染性紙おむつ

・プラスチック包装が含まれるものに関しては産廃になります。

・貝類などの付着物 1日に1tまで

・刈草 1日16tまで(4t車で4台まで)

・伐採・枝打ちの樹木 1日4tまで(4t車で1台まで)

・非感染性のおむつ

・畳店、許可業者が搬入する畳。1日2t車以下で1台まで

※伐採・枝打ちの長さ等の規準 幹の直径20cm以内 長さ2m未満



大型可燃ごみ

タンス、テーブル、椅子、布団、家具

・解体前に処分する家具等の残置物(畳や建屋は解体ごみとして受入不可)

・ソファー、マットレスのスプリングは外してくること。

※大型ごみの大きさの規準 2m×1.5m×1mまで。



産業
廃
棄
物

紙くず

建設業、パルプ製造業、製紙業、新聞業、出版業

・内装業者や工務店から出る障子紙・壁紙に限り受入可。

・1日に2t車以下で1台まで。

木くず

建設業、木材・木製品製造業、家具製造業

・大工・工務店・製造所の木くずや鉢くず、建具店や表具店の建具・ふすま。

・1日に2t車以下で1台まで。

・パレット、家具の製造過程から排出される木くず。

繊維くず

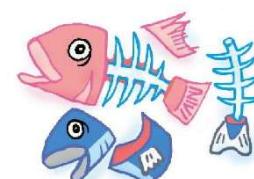
・建築業者や内装業者が排出する絨毯やカーペットなどの敷物。

動植物性
残渣

・食品製造・加工業などが排出する動植物性残渣。

(例)魚のあら、すり身、豆腐の搾りかすなど

・その他、製造過程で排出される残渣。

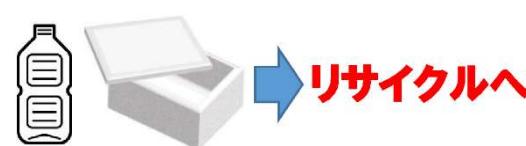


廃プラスチック

・家庭ごみと同程度の種類の廃プラスチック類(弁当ガラや事務用品等のプラごみ)。

・農業者、漁業者の身につける物(長靴、ゴム手袋、ヤッケ、雨具類)。

・畳業者、許可業者が搬入するスタイル畳。



事業者が受入不可なもの

- ・解体ごみ(建屋部分や解体の際に出た畳)※畳店、許可業者から出た畳以外は受入不可。
- ・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ(その他記載の廃プラスチックは除く)、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、がれき類、ばいじん。
- ・発泡スチロール製品や白色の食品トレイ、ペットボトル※リサイクルルートが確保されているため。
- ・特定事業活動に伴う産業廃棄物。
- ・塩ビ管、電線の被覆等のプラスチック。
- ・病院・医院などから排出される塩ビ管、電線の被覆等のプラスチック。
- ・その他鉄分等焼却できないものが含まれているもの。

※表に無いごみ・基準もあります。この表は目安としてご利用ください。